



2026年4月23日

各 位

会 社 名 株式会社アクリート
代表者名 代表取締役社長 株本 幸二
(コード番号：4395、東証グロース)
問合せ先 取締役経営管理本部長 山本 敏晴
電話番号 050-5369-3777

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり譲渡制限付株式報酬として新株式の発行(以下、「本新株発行」といいます)を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年5月20日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 10,515株
(3) 発行価額	1株につき 1,178円
(4) 発行価額の総額	12,386,670円
(5) 割当先	当社の取締役 5名 10,515株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2024年9月30日開催の臨時株主総会において、当社の取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対して当社の企業価値の向上に資するインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との利益共有を図ることを目的として、以下の譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内とし、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象とする場合には取締役会の協議において決定いたします。

本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については年200,000株以内とし、その1株当たりの発行価額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期

間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役（以下、対象取締役を「対象者」といいます。）の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 12,386,670 円、当社の普通株式合計 10,515 株を対象者へ付与することといたしました。

また、本制度の導入目的である当社の企業価値の向上に資するインセンティブの付与及び対象者と株主の皆様との利益共有を実現するため、譲渡制限期間は取締役を退任するまでとしております。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象者 5 名が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社が発行する普通株式について引き受けることとなります。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

本払込期日から当社の取締役を退任するまでの間

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、取締役退任が、取締役会が正当と認める事由または死亡による退任であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において乙が保有する本株式の全部（本契約締結日の属する事業年度にかかる甲の定時株主総会の終了前に退任した場合は、本契約締結日を含む月から乙が取締役から退任した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。））についての譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

譲渡制限が解除されない本株式について、譲渡制限が解除されないことが決定した時点の直後の時点をもって、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が開設した専用口座で管理される。当社及び対象者は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象者が保有する本株式の口座の管理に関連して証券会社との間において契約を締結する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、甲の取締役会の決議により、本契約締結日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数に、組織再編等承認日において乙当該対象者が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

4. 払込価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の当事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 4 月 22 日（取締役会決議日の前営業

日)の東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値である1,178円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上